

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要綱が改正されたことに伴い、関係条文等を改める。

- ・ 国によるりんごの需給調整対策終了に伴う事業の廃止。
- ・ 2ha以上のまとまった園地での省力樹形導入や花粉専用園地への新たな補助事業の新規追加。

新
第1条～第2条 (略)
(業 務)
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2 <u>果樹農業生産力増強総合対策</u> （以下「要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
(1) 果実需給安定対策の推進
<u>削 除</u>
(2) <u>果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</u>
(3) 知事が必要と認める業務の実施
(4) 本条に定める業務に附帯する業務
2～3 (略)
<u>削 除</u>
<u>削 除</u>
<u>削 除</u>
<u>削 除</u>
第2章 事業の実施に対する補助
第1節 総則
(事業の実施に対する補助)
第4条 本会は、第3条第1項第2号の <u>果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業</u> を実施する者に対して補助する。

旧
第1条～第2条 (略)
(業 務)
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2 <u>果樹農業好循環形成総合対策事業</u> （以下「要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
(1) 果実需給安定対策の推進
(2) <u>果実計画生産確認事業並びにそれに必要な交付準備金の造成</u>
(3) <u>緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、優良苗木生産推進事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</u>
(4) 知事が必要と認める業務の実施
(5) 本条に定める業務に附帯する業務
2～3 (略)
第2章 <u>果実需給安定対策</u>
第4条～第11条
第3章 <u>交付準備金の造成及び管理</u>
第12条～第23条
第4章 事業の実施に対する補助
第1節 総則
(事業の実施に対する補助)
第24条 本会は、第3条第1項第3号の <u>緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、優良苗木生産推進事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業</u> を実施する者に対して補助する。

新

(事業実施計画の承認)

第5条 前条の事業を実施しようとする者(以下「事業実施者」という。)は、各事業ごとに中央協会業務方法書実施細則で定める別記様式(以下「別記様式」という。)及び参考様式(以下「参考様式」という。)により、事業実施計画を作成し、本会に提出する。

2～4 (略)

(実績の報告)

第6条 本会は、事業終了後、別記様式及び参考様式により事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央協会に報告する。

(補助金の申請及び交付)

第7条 本会は、別記様式及び参考様式による事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央協会に補助金を申請する。

2 (略)

第8条～第10条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第11条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、中央協会業務方法書実施細則で定める別表(以下「別表」という。)に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 (略)

(支援対象となる担い手)

第13条 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

旧

(事業実施計画の承認)

第25条 前条の事業を実施しようとする者(以下「事業実施者」という。)は、各事業ごとに別記様式5-1号および参考様式5号に定めるところにより、事業実施計画を作成し、本会に提出する。

2～4 (略)

(実績の報告)

第26条 本会は、事業終了後、別記様式5-3号及び参考様式13号及び参考様式14号により事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央協会に報告する。

(補助金の申請及び交付)

第27条 本会は、別記様式5-2号、参考様式10号及び参考様式11号による事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央協会に補助金を申請する。

2 (略)

第28条～第30条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第31条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から10に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第32条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 (略)

(支援対象となる担い手)

第33条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

新

(中央協会が特認する支援対象者)

第14条 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

2 要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(イ)の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第15条 整備事業(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ 新植とは、あの改植に相当する、優良品目又は品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定めることが確実と見込まれるとともに、未収益となる機関の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 10アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

(イ) 10アール当たりの収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること

エ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

オ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、省力樹形その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央協会が実施細則に定める場合にあつてはこの限りではない。

カ～キ (略)

(2) 小規模園地整備(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(2)の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

旧

(中央協会が特認する支援対象者)

第34条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(1)の支援対象者の欄の④の支援対象者の欄の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

2 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第35条 整備事業(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。)の支援の対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のアの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要綱Ⅱの第1の3の(1)又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

新規

新規

イ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

ウ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、りんごのわい化栽培その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央協会が実施細則に定める場合にあつてはこの限りではない。

エ～オ (略)

(2) 小規模園地整備(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

新

- (3) 放任園地発生防止対策（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア 放任園地発生防止対策は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。
- イ (略)
- (4) 用水・かん水施設の整備（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。
- (5) 中央協会特認事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。
- ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備
削 除
- イ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備
削 除

(推進事業)

- 第16条 推進事業（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。
- (1) 労働力調整システムの構築（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。
- (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア (略)
- イ 担い手支援・園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。
- ウ (略)
- (3) 大苗育苗ほの設置（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
- ア～ウ (略)
- (4) 新技術等の導入・普及支援（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする
- ア～イ (略)

旧

- (3) 廃園（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。
- イ (略)
- (4) 用水・かん水施設の整備（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。
- (5) 中央協会特認事業（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。
- ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備
イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）
ウ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備
エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）

(推進事業)

- 第36条 推進事業（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。
- (1) 労働力調整システムの構築（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。
- (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア (略)
- イ 担い手支援・園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。
- ウ (略)
- (3) 大苗育苗ほの設置（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
- ア～ウ (略)
- (4) 新技術等の導入・普及支援（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする
- ア～イ (略)

新

- (5) 販路開拓の推進強化（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(6)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 産地計画の改定等に向けた取組（要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定又は策定に必要な検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

第17条（略）

（推進指導体制等）

第18条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱Ⅰの第1の1の(5)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱Ⅰの第1の1の(5)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3)（略）
- (4) 要綱Ⅰの第1の1の(9)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
- (5) 要綱Ⅰの第1の1の(10)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地生産基盤パワーアップ事業（産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施される際に、本会は、都道府県に対し、必要に応じて助言等を行うよう努めるものとする。

（整備事業の対象果樹園の要件）

第19条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。
(1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害により被害を受けた果樹園については、この限りではない。

旧

- (5) 販路開拓の推進強化（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

第37条（略）

（推進指導体制等）

第38条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱Ⅱの第1の5の(2)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱Ⅱの第1の5の(3)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3)（略）
- (4) 要綱Ⅱの第1の9により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
- (5) 要綱Ⅱの第1の10により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施される際に、本会は、都道府県に対し、必要に応じて助言等を行うよう努めるものとする。

（整備事業の対象果樹園の要件）

第39条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。
(1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、廃園を行う果樹園については、この限りではない。

新

(2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、新植を行う土地又は移動改植先の土地にあつてはこの限りではない。

(3) (略)

(整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 要綱Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く）。
ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること。

イ (略)

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあつては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあつては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4) (略)

削除

(5) (略)

(6) 放任園地発生防止対策を実施する場合にあつては、産地計画において対策の対象とする果樹園の考え方を定め、その考え方に該当する果樹園について対策を実施すること。

(7)～(8) (略)

(推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施する地域が要綱Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件を満たしていること。

削除

(2) (略)

2 要綱Ⅰの第1の1の(4)のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

旧

(2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、又は、新植を行う土地、移動改植先の土地、~~廃園見合いの改植先の土地~~にあつてはこの限りではない。

(3) (略)

(整備事業実施の要件)

第40条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 要綱Ⅱの第1の4の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会実施細則に定める場合にあつては(2)に掲げる要件については、この限りではない。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。

ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。）であること。

イ (略)

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3) 改植、高接、廃園、土壌土層改良、特認植栽又は新植を実施する場合にあつては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあつては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4) (略)

(5) 新植を実施する場合にあつては、新植しようとする品種が種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であつて、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。ただし、実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。

(6) (略)

(7) 廃園を実施する場合にあつては、産地計画に定める産地の範囲内における廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内（同一県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあつては調整先の産地内を含む。）の担い手に集積されることが確実であること。

(8)～(9) (略)

(推進事業実施の要件)

第41条 推進事業を実施する場合にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施する地域が要綱Ⅱの第1の4の(1)に掲げる要件を満たしていること。

(2) この事業の支援を受けようとする者が要綱Ⅱの第1の4の(3)に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会が実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。

(3) (略)

2 要綱Ⅱの第1の4の(4)の要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

新

(整備事業の実施計画の手続き)

第22条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅰの第1の1の(6)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式1号により生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) (略)
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業実施計画について、第31条により、参考様式2号による事前確認を行うものとする。
- (4)～(10) (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第23条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅰの第1の1の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を参考様式4号により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) (略)

(中央協会特認事業及び同特認団体の精査)

第24条 第22条又は第23条において、本会が、中央協会特認事業、中央協会特認団体を中央協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第25条 第22条又は第23条において、産地協議会が本会に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第26条 要綱Ⅰの第1の1の(7)のイの(ア)及びイの補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1)～(5) (略)

第27条～第28条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第29条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1)～(2) (略)
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第32条に定めるところにより、参考様式7号により事後確認するものとする。
- (4)～(8) (略)

第30条 (略)

旧

(整備事業の実施計画の手続き)

第42条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式1号により生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) (略)
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業実施計画について、第51条により、参考様式2号による事前確認を行うものとする。
- (4)～(10) (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第43条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を参考様式4号により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) (略)

(中央協会特認事業及び同特認団体の精査)

第44条 第42条又は第43条において、本会が、中央協会特認事業、中央協会特認団体を中央協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第45条 第42条又は第43条において、産地協議会が本会に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第46条 要綱Ⅱの第1の7の(1)のイ及びイの補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1)～(5) (略)

第47条～第48条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第49条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1)～(2) (略)
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第52条に定めるところにより、参考様式7号により事後確認するものとする。
- (4)～(8) (略)

第50条 (略)

新

(産地協議会による事前確認)

第31条 第22条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要綱Ⅰの第1の1の(3)のイの(7)の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第13条の規定に留意するものとする。
- (2) 第19条の対象果樹園の要件及び第20条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) (略)

(産地協議会による事後確認)

第32条 第29条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 定額(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率(要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第20条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第33条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあつては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第105条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあつては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第15条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

削 除

(確認を行う産地協議会)

第34条 第31条から前条までの確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会(整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあつては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会)が行うものとする。ただし、出作地(整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園)等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会(産地協議会が設立されていない産地にあつては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。)に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

- 2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第31条から第33条に準じるものとする。

旧

(産地協議会による事前確認)

第51条 第42条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第33条の規定に留意するものとする。
- (2) 第39条の対象果樹園の要件及び第40条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) (略)

(産地協議会による事後確認)

第52条 第49条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 定額(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第40条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第53条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあつては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第111条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあつては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第35条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

(廃園実施後の確認)

第54条 廃園を実施した産地の産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、第40条第7号の要件を満たすことについて確認を行い、参考様式7号により本会に報告するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第55条 第51条から前条の確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会(整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあつては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会)が行うものとする。ただし、出作地(整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園)等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会(産地協議会が設立されていない産地にあつては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。)に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

- 2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第51条から第54条に準じるものとする。

新

(補助金交付果樹園)

第35条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第32条第1号により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第36条 要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第32条第2号により確認された果樹園の面積(㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、同表に定めた支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第37条 支援対象者は、第26条、第29条及び第30条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(推進事務費)

第38条 推進事務費(要綱Ⅰの第1の1の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則でさだめるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第39条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要綱Ⅰの第1の1の(11)のアの規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 産地協議会は、中央協会の実施細則に定める様式により、第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第22条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第22条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 本会は、省力樹形の導入を加速する観点から中央協会が実施細則に定める省力樹形への改植・新植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画を優先的に配分するものとする。

第40条～第42条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業内容等)

第43条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(要綱Ⅰの第1の2の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要綱Ⅰの第1の2の(1)のエ又はオの取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要綱Ⅰの第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 (略)

旧

(補助金交付果樹園)

第56条 補助金の交付を受けることができる果樹園(以下「助成果樹園」という。)は、第52条第1号により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第57条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第52条第2号により確認された果樹園の面積(㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、中央協会が実施細則に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第58条 支援対象者は、第46条、第49条及び第50条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(推進事務費)

第59条 推進事務費(要綱Ⅱの第1の3の(4)の推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則でさだめるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要綱Ⅱの第1の11の(1)の規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 産地協議会は、中央協会の実施細則に定める様式により、第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第42条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第42条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 本会は、省力樹形の導入を加速する観点から中央協会が実施細則に定める省力樹形への改植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画を優先的に配分するものとする。

第61条～第63条 (略)

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業内容等)

第64条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要綱Ⅱの第2の1の(1)から(5)までに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要綱Ⅱの第2の1の(4)又は(5)の取組により改植(補植改植を除く。)特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要綱Ⅱの第2の2の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 (略)

新

(支援対象となる取組)

第44条 要綱Ⅰの第1の2の(1)のアの取組を実施した者のうち果樹未収益機関支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第45条 本事業の支援を受けようとする者（要綱Ⅰの第1の2の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第46条及び第47条においても同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要綱Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要綱Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第46条 要綱Ⅰの第1の2の(7)の補助金交付の申請の手続きは、第26条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第45条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第47条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第29条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第45条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第48条 支援対象者ごとの補助金の額は、第44条の改植等の園地ごとの面積に、要綱Ⅰの第1の2の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、4年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。

- (1) 要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)のイの(カ)に定める省力樹形への改植等にあつては、中央協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数
- (2) 要綱Ⅰの第1の2の(2)のただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）

(補助金交付事務の委任)

第49条 支援対象者は、第46条及び第47条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

旧

(支援対象となる取組)

第65条 要綱Ⅱの第2の1の(1)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第66条 この事業の支援を受けようとする者は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者を除き、第42条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第42条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第67条 要綱Ⅱの第2の7の補助金交付の申請の手続きは、第46条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第68条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第49条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第69条 支援対象者ごとの補助金の額は、第65条の(1)の改植等の園地ごとの面積に、中央協会が実施細則に定める助成単価及び要綱Ⅱの第2の2の支援対象期間の4年間を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、4年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とする。

- (1) 省力樹形への改植等にあつては、中央協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数
- (2) 要綱Ⅱの第2の2のただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）

(補助金交付事務の委任)

第70条 支援対象者は、第67条及び第68条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

新

第50条 (略)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業
(事業の内容及び実施者)

第51条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、要綱Ⅰの第1の3の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第52条 要綱Ⅰの第1の3の(3)のオの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第53条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、要綱Ⅰの第1の3の(4)の表に示されているとおりとする。

(事業実施計画の承認等)

第54条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、要綱Ⅰの第1の3の(8)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第57条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第55条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

(1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。なお、その取組に要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表のうち1(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第1の2に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとする。

(2) 本会は、要綱Ⅰの第2の3の(15)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

旧

第71条 (略)

新規
新規

新規

新規

新規

新規

新

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第56条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第57条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第57条 第54条第2号の事前確認及び第56条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、要綱Iの第1の3の(4)の要件及び第31条の要件をすべて満たしていること。
- (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事後確認は、第32条に準じて行う。
- (3) 「大苗の育成」に係る事後確認は、育苗ほが設置された時点以降に行い、実施計画での大苗を用いて改植・新植する面積に十分な面積を確保されていること及び大苗を育成する条件が整っていることを確認する。
- (4) 「代替農地での営農」に係る事後確認は、代替農地での営農が開始された時点以降に行い、計画された面積が確保されていること及び適正に営農が行われていることを確認する。
- (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したことを確認する。

(事業実施状況の報告等)

第58条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- 2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第59条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- 2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第60条 支援対象者は、第55条及び第56条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

旧

新規

新規

新規

新規

新規

新

第5節 果樹生産性向上モデル確立推進事業
(事業の内容)

第61条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

2 (略)

3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」の取り組みを実施する産地協議会とする。

(支援の対象となる取組等)

第62条 支援の対象となる取組は、要綱Ⅰの第2の1の(4)に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とする。また、補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第63条 取組主体は、要綱Ⅰの第2の1の(6)の果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第64条 本会は、要綱Ⅰの第2の1の(14)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

削 除

削 除

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第65条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 取組主体は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする

(3) 本会は、中央果実から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。

旧

第4節 果樹生産性向上モデル確立推進事業
(事業の内容)

第72条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

2 (略)

3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」の取り組みを実施する産地協議会(以下「果樹モデル地区協議会」という。)とする。

新 規

(事業実施計画の承認)

第73条 本会は、要綱Ⅱの第3の8により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事と協議を了した上で、中央協会にも協議するものとする。

新 規

新 規

(補助金の交付及び額等)

第74条 本会は、要綱Ⅱの第3の14の(1)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とする。

3 本会は、要綱Ⅱの第3の14の(3)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

新 規

新

(事業実施状況の報告等)

第66条 取組主体は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第67条 取組主体は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

第6節 新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等

(事業の内容)

第68条 新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するため の取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象団体)

第69条 要綱Ⅰの第2の2の(3)のウの「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める団体をいうものとする。

(補助の対象となる取組等)

第70条 補助の対象となる取組は、要綱Ⅰの第2の2の(4)に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第71条 取組主体は、要綱Ⅰの第2の2の(7)の適地条件調査等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに取組主体に通知するものとする。

旧

(事業実施状況の報告等)

第75条 本会は、要綱Ⅱの第3の16の事業実施状況の報告があった場合には、要綱Ⅱの第3の16の(1)のイに定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した果樹モデル地区協議会に対し、都道府県と協力して必要な措置を講ずるなどを行うものとする。

新 規

(事業の評価)

第76条 本会は、要綱Ⅱの第3の17の事業評価について報告があった場合には、要綱Ⅱの第3の17の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、果樹モデル地区協議会に対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該果樹モデル地区協議会に対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

新 規

新 規

新 規

新 規

新 規

新 規

新

(補助金の交付申請)

第72条 本会は、要綱Ⅰの第2の2の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第73条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 取組主体は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。

第7節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第74条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 (略)

3 前項の事業の取組主体は、要綱Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(支援の対象となる取組等)

第75条 支援の対象となる取組は、要綱Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、1/2以内とする。

(事業実施計画の承認)

第76条 苗木生産コンソーシアムは、要綱Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、山形県及び中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第77条 本会は、要綱Ⅱの第1の12の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

削 除

削 除

旧

新 規

新 規

第5節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第77条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 (略)

3 前項の事業の取組主体は、要綱Ⅲの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

新 規

(事業実施計画の承認)

第78条 本会は、要綱Ⅲの第1の8の(2)により優良苗木育苗生産推進事業実施計画の承認を行ううとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会に協議するものとする。

新 規

新 規

(補助金の交付及び額等)

第79条 本会は、要綱Ⅲの第1の12の(1)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は1/2以内とする。

3 本会は、要綱Ⅲの第1の13の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

新

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第78条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 苗木生産コンソーシアムは、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第79条 苗木生産コンソーシアムは、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第80条 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

第8節 花粉専用園地育成推進事業

(事業の内容)

第81条 花粉専用園地育成推進事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する取組主体)

第82条 要綱Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

(補助の対象となる取組等)

第83条 補助の対象となる取組は、要綱Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、改植・新植については定額(ただし、要綱Ⅰの第1の1の(3)のアの表の1の(1)において定額とされていないものについては1/2以内)、小規模園地整備及び機材・設備のリース導入については1/2以内とする。

3 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

旧

新規

(事業実施状況の報告等)

第80条 本会は、要綱Ⅲの第1の14の(1)の事業実施状況の報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の14の(2)に定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した苗木生産コンソーシアムに対し、山形県と協力して必要な措置を講ずるなど行うものとする。

新規

(事業の評価)

第81条 本会は、要綱Ⅲの第1の15の事業の評価について報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の15の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、苗木生産コンソーシアムに対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該苗木生産コンソーシアムに対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

新規

新規

新規

新規

新規

新

(事業実施計画の承認等)

第84条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 取組主体は、要綱Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により取組主体から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第87条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、都道府県及び中央協会に協議するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して取組主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第85条 本会は、要綱Ⅱの第3の12の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第86条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 取組主体は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第87条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (4) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第87条 第84条第2号の事前確認及び第86条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第31条に準じて行う。
- (2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第32条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)

第88条 取組主体は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- 2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

旧

新規

新規

新規

新規

新規

新

(事業の評価)

第89条 取組主体は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第90条 取組主体は、第85条及び第86条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

削 除

削 除

第9節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第91条 果汁特別調整保管等対策事業は、災害等により傷果等生食用に適さない果実(以下、本節において「対象果実」という。)が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄に係る取組を行う事業とする。

ただし、産地廃棄に係る取組については、果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第5条に基づくうんしゅうみかん(以下、本節において「特定果実」という。)のみを対象としたものに限る。

2 前項の果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると生産局長が認めた果実加工業者とする。

また、果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

削 除

第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第92条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害により被害を受けた果実が大量発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2 (略)

第93条 (略)

第11節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第94条 (略)

旧

新 規

新 規

第6節 緊急需給調整特別対策事業

第82条～第96条

第7節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第97条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱Ⅰの第1の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央協会は要綱Ⅰの第2の3の(3)のウにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第8節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第98条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、指定果実その他果実について台風、降雹等自然災害により被害を受けた果実が大量発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2 (略)

第99条 (略)

第9節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

第100条 (略)

新

(補助金の交付及び額等)

第95条 本会は、要綱Ⅲの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱Ⅲの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第96条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第97条 本会は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が生産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱Ⅲの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第12節 果実輸送技術実証支援事業

第98条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便等により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーフアークンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便等により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第99条 本会は、要綱Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱Ⅲの第2の4の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

旧

(補助金の交付及び額等)

第101条 本会は、要綱Ⅳの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱Ⅳの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工原料安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第102条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築、作柄安定技術の導入並びに産地における加工用果実の安定供給に向けた省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第103条 本会は、要綱Ⅳの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が生産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱Ⅳの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第10節 果実輸送技術実証支援事業

第104条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーフアークンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第105条 本会は、要綱Ⅳの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱Ⅳの第2の5の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

新

第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第100条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号（ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。）までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第101条 (略)

(報告の徴取及び閲覧)

第102条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第32条第2号及び第3号に定める事後確認に関する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

第103条 (略)

(事業の終了)

第104条 本会は、国の事業が終了した場合又は中央協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとする。

(財産処分等の手続)

第105条 (略)

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第48条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

旧

第5章 その他

(都道府県推進事務費)

第106条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号（ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業及び優良苗木生産推進事業を除く。）までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第107条 (略)

(報告の徴取及び閲覧)

第108条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、補給金の交付者、支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第52条第2号及び第3号に定める事後確認に関する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

第109条 (略)

(事業の終了)

第110条 本会は、国の事業が終了した場合又は中央協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとし、終了時点で交付準備金に剰余がある場合は返還し、不足する場合は徴収する。

(財産処分等の手続)

第111条 (略)

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第68条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするとき実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

新規

新

4～6 (略)

7 第1項から第6項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、中央協会実施細則に定める様式により、事前に協会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

第106条～第108条 (略)

(各種施策との連携)

第109条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

削 除

削 除

削 除

(附則)

1 この業務方法書の変更は、令和2年4月1日から施行する。

2 要綱第2の2の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和2年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和2年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

3 令和2年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和2年度中に、第12次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。

4 変更前の業務方法書に基づき令和元年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹産地再生支援対策については、事業の継続ができるものとする。

旧

3～5 (略)

6 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、中央協会実施細則に定める様式により、事前に協会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

第112条～第114条 (略)

(各種施策との連携)

第115条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(別表1～10)

(別記様式1～5)

(参考様式1～22)

新 規